

鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、児童福祉施設等に入所している児童及び婦人相談所一時保護所又は婦人相談所の一時保護委託により、社会福祉施設若しくは民間シェルター等に避難している配偶者からの暴力被害者（以下「入所児童等」という。）の進学、就職及び賃貸住宅への入居を支援するため、当該入所児童等の身元保証及び連帯保証を行う者の経済的負担を軽減することにより、保証人を引き受けやすい環境を整備し、もって入所児童等の自立支援を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県施設入所児童等保証人支援事業登録要領（平成16年7月22日付子家第435号鳥取県福祉保健部長通知。）に基づき登録を行った者（以下「登録者」という。）が登録期間内において登録保証債務の履行により損失をこうむった場合、登録者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、入所児童等が刑事罰を負うような違法性が高く、社会通念上、県が補助することがふさわしくない事由により賠償する責任を負った場合又は損害賠償額が客観的基準に照らし、妥当性を欠くと県が判断した場合、県は登録者の弁済額にかかわらず、これを補助しない。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、次の表の中欄に定める補助対象経費の実支出額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に係る寄附金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と右欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額とする。

区分	補助対象経費	基準額
就職・入学に係る身元保証	入所児童等が勤務先の会社等から債務不履行又は不法行為にもとづく損害賠償責任を負い、登録者が保証債務の履行として弁済した金額	1件30万円
賃貸住宅入居に係る連帯保証	入所児童等が居住する住居の家主から家賃不払等の債務不履行にもとづく損害賠償責任を負い、登録者が保証債務の履行として弁済した金額	1件20万円
高校・大学等入学時借入に係る連帯保証	入所児童等の借入金未返済等の債務不履行にもとづき、登録者が保証債務の履行として弁済した金額	1件30万円

- 2 本補助金の交付は、登録された入所児童等 1 人につき、1 回限りとする。
- 3 他の法令等により同様の給付を受ける場合は、本補助金の対象としない。

(交付申請の時期等)

第 5 条 本補助金の交付の申請は、原則として、保証債務の履行として弁済した日から 1 月以内かつ保証債務が発生した日から 3 月以内に行わなければならない。ただし、毎年 2 月末日を当該年度の提出期限とする。

- 2 規則第 5 条の申請は様式第 1 号により行うものとし、同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、省略するものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定及び額の確定)

第 6 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 1 月以内に行うものとする。

- 2 本補助金の額の確定は、交付決定に併せて行うものとする。
- 3 本補助金の交付決定及び額の確定通知は、様式第 4 号によるものとする。
- 4 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(実績報告)

第 7 条 本補助金の実績報告は、交付申請に併せて様式第 1 号により行うものとする。

- 2 規則第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 2 号及び様式第 3 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 7 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第 8 条 登録者は、主たる債務者である入所児童等から求償権の行使等により損失の全部又は一部を回復したときには、県が補助した額の範囲内で当該回復額を県に返還しなければならない。

(経理の区分)

第9条 登録者は、この事業の実施に係る経理を、自己の家計及び自己が経営する会社等の経理と明確に区分しなければならない。

(簿冊の整備)

第10条 登録者は、保証の状況を明らかにするため、次の帳簿を常時整備し、県から請求があったときは、速やかに開示しなければならない。

- (1) 保証の状況、入所児童等の債務の履行状況
- (2) 経理簿
- (3) その他必要な帳簿

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

様式第1号（第5条、第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所
氏 名
施設・職名

㊟

年度鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金交付申請書
兼実績報告書

このたび、別添のとおり損害賠償請求を受け、保証債務を履行しましたので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第17条第1項の規定により報告するとともに、同規則第5条の規定により補助金の交付を申請します。

記

補助事業等の名称	施設入所児童等保証人支援事業
算定基準額	
交付申請（実績報告）額	
添付書類	1 事業報告書 2 精算書

様式第2号（第7条関係）

年度鳥取県施設入所児童等保証人支援事業報告書

登録通知年月日	年 月 日
登録番号	第 号（登録期間： 年 月 日から 年 月 日まで）
賠償金請求を受けた児童等住所氏名	(住所) (氏名) (生年月日) 年 月 日生 (歳) (電話番号)
就職(入学、入居、借入)日	年 月 日
身元(連帯)保証期間	年 月 日から 年 月 日まで
賠償金請求者	(住所) (会社名・氏名)
賠償金請求事由	
賠償金請求額	金 円
賠償金支払額(算定基準額)	金 円
他の補助金の活用の有無	有・無 ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
消費税の取り扱い	一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者

※1 添付書類 賠償金請求書原本（確認後、返却します。）、領収証

※2 注意事項 保証債務履行の日から1月以内、かつ賠償金支払事由発生の日から3月以内に申請すること。

様式第3号 (第7条関係)

〇〇年度鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金精算書

区 分	支 出 額	内 訳		
		県補助金	自己資金	その他
	円			
計				

様

鳥取県知事 ○○ ○○

年度鳥取県施設入所児童等支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日付の申請書兼実績報告書で申請及び報告のあった施設入所児童等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|---|---|
| (1)算定基準額 | 金 | 円 |
| (2)交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付確定額

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たって、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所
氏 名
施設・職名

㊟

○○年度鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金支払請求書

年 月 日 第 号による交付決定及び確定に係る施設入所児童等保証人支援事業補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金等の名称	施設入所児童等保証人支援事業
交付確定額	
支払請求額	
添付書類	1 交付決定通知書の写し 2 施設入所児童等保証人支援事業補助金受入額調書

様式第6号（第20条関係）

〇〇年度鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金受入額調書

交付確定額	
受入済額	
今回支払請求額	
差引支払未請求額	

様式第7号（第7条関係）

番 号

年 月 日

様

住 所
氏 名 印
(団体にあつては、団体名称及び代表者氏名)

〇〇年度鳥取県施設入所児童等保証人支援事業仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県施設入所児童等保証人支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳及び確定申告書の写し